

身体拘束等の適正化のための指針

1、身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

福祉クラブ生協が開設する「福祉クラブ生協宮前さんさん事業所」（以下、事業所）は、障害福祉虐待防止法および児童虐待防止法の趣旨を理解し、障がい者及び障がい児（以下、利用者）に生き甲斐と安心・安全を提供するという使命感を常に自覚し、虐待防止宣言の順守のもと、利用者に寄り添ったサービスを提供していきます。

2、事業所は、身体拘束防止に関し、次の方針を定め、すべての従業員に周知徹底します。

- 1）身体拘束は廃止すべきものである
- 2）安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- 3）身体拘束を許容する考え方はしない
- 4）身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない
- 5）利用者の人権を最優先にする
- 6）やむを得ない場合、利用者、家族に丁寧に説明を行って、身体拘束を行う
- 7）身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らない

3、原則禁止とする身体拘束に該当する具体的な行為

- 1）徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- 2）転倒しない様に、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- 3）自分で降りれない様に、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 4）点滴・経管栄養等のチューブを抜かない様に、四肢を紐等で縛る。
- 5）点滴・経管栄養等のチューブを抜かない様に、又は、皮膚をかきむしらない様に、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を付ける。
- 6）車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしない様に、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルを付ける。
- 7）立ち上げる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 8）脱衣やおむつはずしを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 9）他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- 10）行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11）自分の意志で開くことができない居室等に隔離する。

4、目指すべき目標

3 要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の態様や介護の見直しなどにより、拘束の解除に向けて取り組みます。

5、事業所としての基本方針

次の仕組みを通して身体拘束の必要性を除くように度量くします。

- 1）利用者の理解と基本的なケアの向上により身体拘束リスクを除きます。
利用者一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。
- 2）責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努めます。
管理者が率先して施設内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。
- 3）身体的拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合います。
ご家族と利用者ほんにとって良い環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

6、身体的拘束等適正化のための体制

次の取組を継続的に実施し、身体的拘束適正化のための体制を維持・強化します。

- 1）身体的拘束適正化の検討を実施
身体的拘束廃止委員会（以下、委員会）を設置し、身体的拘束廃止と適正化を目指すための

取り組みなどの確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況確認を含みます。委員会は 1 年に 1 回以上開催していきます。特に緊急やむ得ない理由から身体拘束を実施している場合（または開始する場合）には、身体拘束の実施状況の確認や 3 要件を具体的に検討します。

2) 委員会の構成員

委員長 理事長（代行管理者）

委員 理事、サービス提供責任者、コーディネーター

3) 委員会の検討内容

(1) 前回の振り返り

(2) 3 要件の確認

(3) 3 要件の再確認要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し、拘束の解除に向けて検討します。

(4) 身体的拘束の開始を検討する場合は、3 要件の該当状況、代替案について検討します。

(5) 身体的拘束が必要と判断した場合は医師・家族等との意見調整の進め方を検討します。

(6) 意識啓発や予防策など必要な事項の確認、見直し

(7) 今後の予定（研修・次回委員会）

(8) 議論のまとめ

4) 委員会の記録および周知

委員会での検討内容を記録・保管するほか、印かいの結果について訪問介護職員その他牛業者に周知徹底します。

5) 身体拘束等の適正化のための職員研修

職員に対する身体拘束適正化および廃止、利用者の権利擁護等の研修を年 1 回以上開催し、新規採用時にも研修を実施します。研修の内容については研修資料・実施日時・出席者等の記録を残します。

7、利用者等に対する当該指針の閲覧

当基本方針は事業所内に掲示すると共に、事業者のホームページに掲載し、利用者および家族等、全ての職員がいつでも自由に閲覧できるようにします。

付則

この基本方針は 2023 年 4 月 1 日より施行する。

2024 年 1 月 4 日